令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備(動画撮影)業務に係る企画競争応募要領

林野庁では、令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備(動画撮影)業務について、実施者を公募します。本業務の受託を希望される方は、以下に従い応募してください。

1 総則

令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備(動画撮影)業務(以下「業務」という。)に 係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

林野庁では、「日本美しの森 お薦め国有林(以下「お薦め国有林」という。)」の観光資源としての活用を推進するため、その優れた自然景観等を無人航空機(ドローン)により撮影した映像を用い、動画広告媒体などを通して、情報発信をさらに推し進めることとしている。このため、本業務では、この「お薦め国有林」の魅力を伝えるための紹介動画を撮影し、編集する。なお、動画は無人航空機(ドローン)で撮影した映像を主体に編集するものとする。詳細は、別添「企画作成のための仕様書」のとおりとする。

3 予算額(委託費の限度額)

本業務の予算総額は、3,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内とする。(予算額は、予定価格と異なる。)

4 応募資格

- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の資格を有していること。
- (4) 6の提出書類の提出期限の日において林野庁長官から「物品の製造契約、物品の購入契約及 び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本業務の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本業務を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類)(以下「規約書等」という。)を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本業務に係る企画競争の参加及び業務の請負契約手続を行うものとする。

また、構成員は、(1)から(4)の要件に適合している必要がある。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本業務において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- ① 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を11に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。
- ② 規約書等の作成にあたっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に 記載すること。

5 提出書類・提出物

- (1) 企画競争参加申込書(別紙様式1)
- (2) サンプル映像

過去5年の間に、国若しくは地方公共団体等公共の機関、民間の企業等からの受託又は自社の営業等のため、自然の魅力を伝えるプロモーション映像として撮影したものであること。

映像は3分以内に編集したもの1本とし、データサイズは500MB程度まで、ファイル形式はW MV形式、MPEG形式若しくはMOV形式のいずれかとする。

DVDメディアにデータをコピーの上、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して1部提出すること。

(3) 企画書

以下の内容を盛り込んだ企画書とすること(任意様式)。

① 本業務の実施体制及び経歴

本業務を遂行するための体制や対応窓口を明らかにするとともに、担当者(責任者、操縦担当者等)の経歴や業務実績を記載すること。

なお、無人航空機(ドローン)の飛行経験及び飛行に関する手続き・調整を行った実績についても記載すること。

② 本業務の実施方針

本業務を実施するに当たり、どのような方針を立て、どのように進めていくのか、また、スケジュールの管理、撮影申請、関係者との連絡調整、撮影方法等、各作業の実施に当たり、工夫する点や配慮する点等について、記載すること。

特に、撮影にあたっての具体的な動画の構成やコンセプトについて、詳しく記載すること。

③ 空撮について

使用する無人航空機(ドローン)やカメラ等の機種、収録方式について、それらを選択する理由を付して記載すること。

- ④ サンプル映像について
 - (2) の過去に撮影したサンプル映像の概要を記載するとともに、撮影方法や映像編集等における特徴や工夫した点等、強調すべき点があれば記載すること。

また、本業務へ活用する技術等があれば合わせて記載すること。

⑤ 安全かつ確実に業務を遂行するための対策

バッテリー、慣性計測装置、気圧計等使用機材の冗長化、撮影データのバックアップ体制等、安全かつ確実に業務を遂行するための対策について記載すること。

⑥ 業務実施スケジュール

企画書作成のための仕様書を参考に、本業務の実施スケジュールを作成及び提示すること。

(4) 経費内訳書

本業務を実施するために必要な経費の全ての額(消費税等の一切の経費を含む。)を記載した経費内訳書を提出すること。別紙様式2を参考に項目ごとに詳細がわかるように作成すること(別紙様式2を参考にすること。任意様式可。)。

なお、本業務の一部を受託者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。) を必要とする場合は、再委託の内訳を経費内訳書に記載すること。再委託の制限については、 請負契約(案)第21条を熟読すること。

- (5) 参加資格を明らかにするもの(4の(3)の写し)
- (6) 会社概要、定款、収支計算書等財務書類等(任意様式)
- (7)類似業務に関する実績の写し

平成29(2017)年度以降に、国若しくは地方公共団体等公共の機関、民間の企業等からの委託 又は自社の営業等のために、無人航空機(ドローン)を使用して自然景観を撮影・編集し、自 然の魅力を伝えるプロモーション映像を制作した実績(契約先、受託業務概要、放送実績、掲 載実績、受賞歴等)をまとめたもの。既存資料でも可とする。

(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けている者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況がわかる資料。

なお、基準に適合し、認定されている者であることを企画書に記載しておくこと。いずれの 認定も受けていない場合でも、本業務の参加を妨げることはない。

- 6 企画書及びその他の書類の提出期限・提出先・提出部数
- (1)提出期限:令和6年4月22日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法: 持参、郵送(書留郵便に限る。)
- (3) 提出場所:11のとおり。
- (4) 5の提出書類及び提出物(以下「企画提案書等」という。)を以下のとおり提出すること。

1	企画競争参加申込書	(別紙様式1)	1部
2	サンプル映像		1部

- ③ 企画書 6部
- ④ 経費内訳書(別紙様式2) 6部
- ⑤ 4の(3)で示す参加資格を明らかにするものの写し 6部
- ⑥ 会社概要、定款、収支計算書等財務書類等 6部
- ⑦ 5の(7)で示す類似業務に関する実績の写し 6部
- ⑧ 5の(8)で示す基準適合認定通知書等の写しなど認定状況がわかる資料(任意様式) 6部 ※必須ではない。
- (5) 企画提案書等の提出に当たっての注意事項
 - ① 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとする。
 - ② 郵送等による提出は認める(書留郵便に限る。)が、提出期限までに林野庁経営企画課国 有林野総合利用推進室に到着しなかった場合は無効とする。
 - ③ 提出された企画提案書等はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - ④ 提出された企画提案書等は、非公開とする。
 - ⑤ 企画提案書等は、1者当たり1件を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
 - ⑥ 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。
 - (7) 競争参加資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (6) 企画提案書等を提出しなかった者については契約候補者として選定しないものとする。

7 審査の実施

- (1) 企画提案書等の審査を行うため、別に定める企画審査委員会を設置する。
- (2)審査委員会は、企画提案書等を審査・採点し、得点の最上位の者を契約候補者として選定し、支出負担行為担当官林野庁長官に推薦する。ただし、審査委員会が、最上位の者であってもこれを契約候補者として推薦することが適当でないと判断する場合には、これを契約候補者として推薦しないことがある。

8 審査結果の通知

審査結果については、6の企画提案書等提出期限から2~3週間程度で全ての参加者へ通知する。

9 契約の締結

支出負担行為担当官林野庁長官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。

10 その他

- (1) 企画書等は、提出者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する費用の負担 企画提案書等の作成など本業務の応募に関する一切の費用は、選定の合否を問わず応募者が 負担するものとする。
- (3) 提出者に要求される事項 提出者は、公示、企画競争応募要領及び契約条項を了知の上、応募しなければならない。
- (4) 企画提案書等の返却の可否等 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 動画の閲覧

参加者は、5の企画提案書等を作成する際、既存の「お薦め国有林」を紹介する動画を閲覧 し、参考とすること。

掲載場所: 林野庁ウェブサイト「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力ある映像 (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/19 0823.html)

(6) 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

(7) 参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決 定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11 問合せ先

本募集要領に関する問合せ先は、次のとおり。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁国有林野部経営企画課国有林野総合利用推進室

(北別館8階ドア番号「北813」)

電話: 03-6744-2323 担当者: 利用企画係

企画競争参加申込書

令和 年 月 日

林野庁長官 殿

住所 商号又は名称 代表者氏名

令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備(動画撮影)業務に係る請負契約者の選定企画競争に参加したいので、次の書類を添えて申し込みます。

記

1	サンプル映像	1部
2	企画書	6部
3	経費内訳書	6部
4	応募要領4 (3) で示す参加資格を明らかにするものの写し	6部
5	会社概要、定款、収支計算書等財務書類等	6部
6	応募要領5 (7) で示す類似業務に関する実績の写し	6部
7	応募要領5 (8) で示す基準適合認定通知書等の写しなど、	
	認定状況がわかる資料(任意)	6部

(担当者) 所属部署: 氏 名: 電 話: e-mail:

経費内訳書

(単位:円)

	(== + +/
予算額	備考
務費	

企画作成のための仕様書

1 業務名

令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備(動画撮影)業務

2 業務目的

林野庁では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定しており、そのうち、特に観光資源としての活用の推進が期待される93箇所を「日本美しの森 お薦め国有林(以下「お薦め国有林」という。)」として選定し、観光資源としての活用を推進するため、多言語による情報発信や重点的な環境整備等に取り組んでいる。

これまで、林野庁ウェブサイト等において「お薦め国有林」の魅力を発信してきたところであるが、さらに多くの人が関心を持ち、旅行先として選択してもらえるよう、令和2年度からその取組を強化し、インターネットの動画広告等を活用した魅力の情報発信を行っている。

そこで、本業務では、この動画を活用した取組をさらに推し進め、「お薦め国有林」の様々な 魅力を国内外に広く情報発信するために必要な動画を撮影・編集し、広報用の素材を収集するこ とを目的とする。

3 業務内容

「お薦め国有林」の魅力を伝えるため、以下4に示す「お薦め国有林」について、周囲の観光 地含め、フルHD以上の解像度を有するカメラを搭載した無人航空機(ドローン)等を使用して 撮影する。具体的な撮影ポイント及び構成については、請負者が企画提案することとし、現地の 森林管理局、森林管理署職員又は地域関係者と打合せの上、決定するものとする。

また、各撮影箇所における撮影時期の目安については、以下4に示すとおりであり、具体的な撮影時期については、契約後、林野庁担当者と打合せの上、決定するものとする。

なお、「お薦め国有林」において撮影した動画については、10分程度の動画に編集することと する。

さらに、5.7Ghz帯の無人航空機 (ドローン) を使用する場合は「陸上特殊無線技士3級」の免許を取得している者が操縦するなど、撮影に当たっては、各種法令等を遵守することとし、必要な許可申請については、請負者が行うものとする。

これまでに無人航空機 (ドローン) によって撮影した動画については、林野庁ウェブサイト「「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力ある映像」において閲覧が可能である。 (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/190823.html)

4 撮影箇所

- (1) 撮影場所:剣山自然休養林及び周辺施設
- (2) 所 在 地:徳島県三好市東祖谷菅生見ノ越外
- (3) 紹介サイト

林野庁ウェブサイト「剣山自然休養林」(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/tsurugisan.html)

剣山観光推進協議会ウェブサイト(http://www.turugisan.com/index.html)

(4) 動画コンセプト

日本百名山の一つで登山道も整備され、登山リフトより一時間ほどで山頂へ到達出来るなど気楽に登山を楽しむことができ、四季折々の魅力が伝わるような動画にすること。

① 撮影ポイント: 夏期(新緑や高山植物(キレンゲショウマ))、秋期(紅葉や雲海)、 冬期(霧氷)

- ② 撮影施設:剣山リフト、剣山野営場、剣山スーパー林道、奥祖谷二重かずら橋、剣山山 頂、剣山ヒュッテ、大剣神社等
- (5) 撮影回数: 各時期に合わせて複数回撮影すること。
- (4) 注意事項
 - ① 剣山リフトは11月末~4月上旬の間は運行を休止し、剣山スーパー林道も12月~3月は冬季通行止めとなるため、撮影スケジュールに注意すること。
 - ② 山を登りながらの撮影となるため、登山になれた技術者で撮影チームを構成すること。特に、冬期の撮影では、積雪や凍結による転倒などの事故に十分注意して撮影すること。
 - ③ 登山やリフト等の撮影の際には、モデルを配置すること。モデルの手配・費用や撮影の小道具の準備については受託者が負担すること。なお、モデルは受託者に所属する者でも可とする。

5 業務実施期間

請負契約締結日~ 令和7年2月28日 (金)

6 成果物の納入

(1)納入物

動画データを格納したHDD等の電磁媒体(WindowsとMacで利用できるフォーマット形式とする)ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出すること。

- (2) 納品する動画データのファイル形式 プレビュー用 (MPEG4形式)、最高画質のもの (MOV形式+RAW形式又は同等以上の形式)
- (3)納入場所 林野庁経営企画課国有林野総合利用推進室(北別館8階ドア番号:北813)
- (4) 納入期限 業務実施期間内に撮影完了次第、随時納品することとする。

7 契約の条件

- (1) 受託者は、本契約に関して当庁が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ)及び業務の従事に当たり知り得た個人情報並びに契約履行過程で生じた納入成果品に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること(本件において知り得た事項については外部に漏らさないこと。)。また、業務終了後はそれらの情報について返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- (2) 本契約履行過程で生じた納入成果品に関しての著作権等の取扱いは、次に定めるところによること。
 - ① 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、 第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次著作物の利用に関する原著作者の権利)に規 定する権利を当省に無償で譲渡すること。
 - ② 当庁は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項、第3項又は第4項に該当しない場合においても、その使用のために仕様書等で指定する物件等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとすること。
 - ③ 受託者は、当省の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないこと。
- (3) 納入成果品に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。) が含まれる場合 は、当庁が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許 諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に

当庁の承認を得ることとし、当庁は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、本使用に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら当省の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当省は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

8 その他

- (1)業務の目的を達成するため、必要な作業が生じたとき、業務の内容を変更する必要性が生じたとき等は、担当者と受託者で協議すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。
- (3) 受託者は、別紙「農林水産省の広報に関するガイドライン」の規定を遵守すること。 また、無人航空機(ドローン)による撮影については法令を遵守するとともに、要機密情報 については撮影しないこと及び撮影に関しては無人航空機(ドローン)からの情報流出に留意 すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項であって、本業務実施に必要と認められる事項については、担当者と協議の上、決定するものとする。また、契約履行上不明な点があった場合は、対応等について担当者と協議の上、決定するものとする。
- (5) 受託者は、本業務において受託者の故意又は過失により被った当省の全ての被害について、 賠償責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

農林水産省の広報に関するガイドライン

平成 27 年 10 月 1 日制定 平成 28 年 12 月 9 日改正 令和 2 年 1 月 10 日改正

1 目的

このガイドラインは、農林水産省が、広報物等の企画、制作又は発信のために外部に委託する事業又は発注する業務(以下「広報事業等」という。)において、受託者又は受注者(以下「受託者等」という。)が遵守する事項を規定することにより、広報の円滑な実施に資することを目的とする。

2 対象

このガイドラインの対象となる広報物等は、各種媒体への広告、看板、垂れ幕、Webサイト、ソーシャルメディア、動画、広報誌・情報誌、ポスター、パンフレット・リーフレット、ちらし、その他広報を目的として企画、制作又は発信するものとする。

3 受託者等が遵守する事項

広報事業等の受託者等は、以下の各事項を遵守すること。

(1) 著作権等の取扱いに関する事項

著作権等の取扱いについては、以下のとおりとする。ただし、下記イからエについては、写真等(動画については引用映像も含む。)の使用が見込まれる印刷物又は動画(以下「印刷物等」という。)について適用するものとし、当該印刷物等について、第三者が権利を有する写真等の素材が使われることが想定される場合の使用期間並びに当該印刷物等のインターネット配信等を行う場合の利用期間及び利用手段については、広報事業等の仕様書において、別に定めるところによるものとする。

ア 受託者等は、広報事業等によって生じた納入成果品に係る一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、納入成果品の引渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

- イ 受託者等は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の 使用に関して、費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ウ 受託者等は、農林水産省が第三者が権利を有する著作物を含む納入成 果品を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次 利用させるときは、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用 が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、 農林水産省は受託者等と協議してその利用の取決めをするものとする。
- エ 広報事業等に係る契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像 権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら農 林水産省の責めに帰すときを除き、受託者等は自らの責任と負担におい て一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は、係る紛争等 の事実を知ったときは、受託者等に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛 を受託者等に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(2) 表現内容等に関する事項

受託者等は、広報物等において、

- ① 法令に抵触する行為を容認していると受け取られるような表現内容
- ② 法令に抵触する事業活動や宣伝等を行っている事業者又はその事業者が販売する商品やサービスを好意的に紹介するような表現内容
- ③ 農林水産省の施策の推進に反するような表現内容がないか、出稿前に確認を行うこと。その際、別表1の1の右欄に掲げる事項については特に注意すること。

(3) 海外向けに作成する広報物等に関する事項

受託者等は、海外向けに企画、制作又は発信される広報物等については、 別表1の2の右欄に掲げる事項について特に注意すること。また、外国語 の広報物等を作成する際の日本語からの翻訳については、誤訳を防止する ため、必要に応じネイティブによるチェックを行うなど適切に対応するこ と。

(4) ロゴ等に関する事項

受託者等は、広報事業等において、広報物等にロゴ等を用いる場合、別表1の3の右欄に掲げる事項を遵守するとともに、作成した当該広報物等について、当該広報事業等を担当する農林水産省職員の確認を受けること。

(5)農林水産省 Web サイトへの掲載に関する事項

農林水産省 Web サイト内に、広報事業等において作成したコンテンツを 掲載する場合については、以下のとおりとする。

- ア 受託者等は、広報事業等に係る契約後に別途提供する各種マニュアル の記載事項を遵守するともに、別表1の4の右欄に掲げる事項について は特に注意すること。
- イ 受託者等は、コンテンツ作成の作業開始前に、当該広報事業等を担当する農林水産省職員及び別表2に掲げる農林水産省の各機関におけるWeb サイト管理者(ウェブマスター)と、作成するコンテンツの仕様について協議を行うとともに、コンテンツ・マネジメント・システムへの適否を判断できるテストページ(数ページ)を作成し、同管理者によるテストページの承認を得てから、コンテンツの作成作業を開始すること。

4 その他

3の各事項について疑義のある場合は、受託者等は、当該広報事業等を担 当する農林水産省職員の指示に従うこと。

別表 1

jij ą	<u> </u>	
	項目	特に注意が必要な事項
	1 表現内容に関する 事項 (ガイドライン 本文3の(2)関連))	「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)第9条第2項に基づく耳標を着けていない牛の写真やイラストの掲載
	2 海外向けに作成する広報物等に関する事項(ガイドライン本文3の(3)関連)	(1) 広報物等に日本地図を掲載する場合における北方領土、 竹島、尖閣諸島を含む我が国の領土の正しい記載 (2) インターネット上の地図情報提供サービスを利用する場合等においては「日本海」(Sea of Japan 又は Japan Sea)の呼称の使用 (3) 広報物等における国名及び国旗の記載に当たっては、外務省 Web サイトの情報(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html)を参考にすること。
	3 ロゴ等に関する事項(ガイドライン本文3の(4)関連)	(1) 広報物等において農林水産省ロゴを用いる場合には、農林水産省が別途提供する「VISUAL IDENTITY GUIDELINES」及び「VISUAL IDENTITY GUIDELINES DIGITAL 版」の規定を遵守すること。 (2) 我が国から海外に向けた発信の機会となる見本市、展示会等における広報物等に使用するロゴについて、その政策目的に応じた「ジャパンマーク」を積極的に使用すること。
	4 農林水産省 Web サイトへの掲載に関する事項(ガイドライン本文3の(5)関連)	用しやすいものとするため、ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格 (JIS X8341-3) に準拠したものとするこ

別表 2

11110 4	衣艺			
	Web サイト	URL		
本省等	農林水産省本省 林野庁 水産庁 農林水産技術会議事務局	https://www.maff.go.jp/ https://www.rinya.maff.go.jp/ https://www.jfa.maff.go.jp/ https://www.affrc.maff.go.jp/		
地方農政局等	北海道農政事務所 東北農政局 関東農政局 北陸農政局 東海農政局 近畿農政局 中国四国農政局 九州農政局	https://www.maff.go.jp/hokkaido/ https://www.maff.go.jp/tohoku/ https://www.maff.go.jp/kanto/ https://www.maff.go.jp/hokuriku/ https://www.maff.go.jp/tokai/ https://www.maff.go.jp/kinki/ https://www.maff.go.jp/chushi/ https://www.maff.go.jp/kyusyu/		
森林管理局	北海道森林管理局 東北森林管理局 関東森林管理局 中部森林管理局 近畿中国森林管理局 四国森林管理局 九州森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/		
漁業調整事務所	北海道漁業調整事務所 仙台漁業調整事務所 新潟漁業調整事務所 境港漁業調整事務所 瀬戸内海漁業調整事務所 九州漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/hokkaido/https://www.jfa.maff.go.jp/sendai/https://www.jfa.maff.go.jp/niigata/https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/https://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/		
その他	農林水産政策研究所 動物医薬品検査所 動物検疫所 植物防疫所	https://www.maff.go.jp/primaff/ https://www.maff.go.jp/nval/ https://www.maff.go.jp/aqs/ https://www.maff.go.jp/pps/		

令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備(動画撮影)業務の企画審査について

1 企画審査委員会

提出された企画書等の内容について審査を行う。

- (1) 日時:令和○年○月○日(○)午後5時まで
- (2) 構成:

審查委員長 ○○

審查委員 ○○

審查委員 〇〇

審查委員 ○○

審査委員 〇〇

審査委員 〇〇

2 企画書等の審査

- (1) 以下の各項目を次の採点基準に基づき、各委員ごとに採点するものとする。
 - ① 自然景観を対象とした魅力的な映像を撮影するポテンシャルを有していること。(過去に 国若しくは地方公共団体等公共の機関、民間の企業等からの委託又は自社の営業等のために 撮影した自然の魅力を伝えるプロモーション映像のサンプル等から総合的に判断)

優 (十分満足できる)20 点良 (満足できる)15 点可 (満足できるレベルよりやや劣る)10 点不可 (満足できない)0点

② 業務実施体制

ア 林野庁との調整を必要に応じて適宜行い、業務を遂行できる体制が整っているかを判断 する。

優 (本業務を監修する担当者を含む複数の者が担当者として確保されており、かつ、 林野庁との連絡・調整の窓口担当者が決められていることから、林野庁からの照会 ・指示が的確かつ迅速に対応・処理され得る)

20 点

良 (本業務を監修する担当者と林野庁との連絡・調整の窓口担当者がそれぞれ決められているが、その他の本業務担当者は外部委託や臨時雇用を予定しており、林野庁からの照会・指示への対応・処理に多少の時間を要することが予想される)

15 点

可 (本業務を担当する事業者において、本業務を監修する担当者と林野庁との連絡・ 調整の窓口担当者は決められているが、両者は同一人物であり、その他の本業務担 当者は外部委託や臨時雇用を予定しており、林野庁からの照会・指示への対応・処 理に時間を要することが予想される)

10点

(上記に該当しない場合)

0点

イ 撮影実施に当たり、具体的かつ実現性のある優れた手法が提案できているかを判断する (使用する無人航空機(ドローン)やカメラ等の機種等も踏まえ、総合的に判断する)。

優 (十分満足できる) 20点

良 (満足できる) 15点

可 (満足できるレベルよりやや劣る) 10点

不可(満足できない) 0点

ウ 安全かつ確実に業務を遂行するための対策について、具体的かつ実現性のある手法が提 案できているかを判断する。

優 (十分満足できる)20 点良 (満足できる)15 点可 (満足できるレベルよりやや劣る)10 点

不可(満足できない) 0点

③ 業務実績について

(過去5年の間に、本業務を担当する者又は事業者(企業)が、国若しくは地方公共団体等公共の機関、民間の企業等からの委託又は自社の営業等のために、無人航空機(ドローン)を使用して自然景観を撮影・編集し、自然の魅力を伝えるプロモーション映像を制作した実績について、企画書より総合的に判断する)

優 (十分満足できる)15 点良 (満足できる)10 点可 (満足できるレベルよりやや劣る)5 点不可 (満足できない)0 点

④ ワークライフバランスの推進等

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下 a~c の法令に基づく認定を受けているか

a 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。) に基づく認定

・プラチナえるぼし※1 5点

・えるぼし3段階目※2

えるぼし2段階目※23点

えるぼし1段階目※22点

・行動計画※3

- ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない 行動計画を策定している場合のみ)。
- b 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。) に基づく認定
 - ・プラチナくるみん認定企業※4

5点

- ・くるみん認定企業(令和4年4月1日以降の基準)※5
- ・くるみん認定企業(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)※6
- ・トライくるみん認定企業※7

3点 3点

3点

・くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準)※8

2点

- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の 一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」 という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」 という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※8の認定を除く。)
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- c 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業
 - ・ユースエール認定企業

4点

- **※**9 a \sim c の うち 複数 の 認定等 に 該当する 場合は、 最も配点 の 高い 区分 により 加点 を 行 う
- (2) 2の (1) の①~④までの採点を合算した計数を総得点として、その点数の最も多い者を契約候補者とする。
- (3) 総得点が同点の場合、2の(1)の①~③までの合計点数の多い者を契約候補者とする。 なお、それでも点数に差がない場合は、見積金額が安い者を契約候補者とする。
- 3 企画審査結果の報告

企画審査委員会で決定した者の企画書及びその企画による「令和6年度森林景観を活かした観 光資源の整備(動画撮影)業務」仕様書を林野庁長官へ報告する。

請 負 契 約 書 (案)

- 1 件 名 令和6年度森林景観を活かした観光資源の整備(動画撮影)業務
- 2 仕様・規格 別紙のとおり
- 3 数 量 一式
- 4 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
- 5 納入期限 令和7年2月28日(金)
- 6 納入場所 仕様書による
- 7 検査場所 林野庁
- 8 契約保証金 免除

上記件名(以下「業務」という。)について、支出負担行為担当官林野庁長官 ○○ ○○(以下「甲」という。)と○○○○(以下「乙」という。)との間に、上記各項及び次の各契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契 約 条 項

(目的)

第1条 乙は、頭書の仕様書に基づき、納入期限までに業務を完了して納入物件を甲に 納入するものとする。

(納入期限の延長)

第2条 乙は、頭書の納入期限までに業務を完了し、納入物件を納入できない場合は、 あらかじめ、甲に対し、遅延の理由及び完了見込日時を明らかにした書面を提出して、 納入期限の延長の承認を受けなければならない。

(延滞金)

- 第3条 甲は、乙が頭書の納入期限までに業務を完了し、納入物件を納入できない場合は、前条の規定による承認の有無にかかわらず、乙に対し延滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合には、この限りではない。
- 2 前項に定める延滞金は、当該契約金額につき、遅延日数に応じ、民法第 404 条に規 定する法定利率に基づき計算した額とする。
- 3 第1項に定める延滞金の請求は、甲が第10条及び第11条の規定によりこの契約を 解除した場合における違約金の請求を妨げない。

(監督)

第4条 甲は、この契約の履行に関し、甲が命じた監督職員(以下「監督職員」という。) に業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(検査)

- 第5条 乙は、業務を完了し、納入物件を納入しようとする場合は、甲に対し、納入する旨を通知し、甲が命じた検査のための職員(以下「検査職員」という。)の検査を 受けなければならない。
- 2 検査職員は、前項の乙の通知を受けた日から 10 日以内に、納入物件について検査を 行わなければならない。
- 3 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、納入物件の検査 に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、 乙又は乙の使用人の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、 検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査職員は、検査の結果、当該業務の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。
- 6 検査及び納入に要する費用は、全て乙の負担とする。

(所有権)

第6条 納入物件の所有権は、前条に定める検査に合格したときに、甲に移転するものとする。

(著作権等)

- 第7条 この契約の履行過程で生じた納入物件に関する全ての著作権(著作権法(昭和 45 年法律第48号)第21条から第28条までに定める権利を含む。以下同じ。)は、 所有権の移転と同時に甲に帰属するものとする。
- 2 乙が従前から有していた著作権及び特許権については、乙は甲に対し、甲が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を承諾するものとする。
- 3 納入物件に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合は、甲が特に使用を指示した場合を除き、乙は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うものとする。この場合、乙は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。
- 4 乙は、この契約に関し、著作権について第三者との間で紛争が生じた場合には、乙 の責任において処理するものとする。
- 5 乙は、この契約に基づく納入物件について、甲並びに甲から正当に権利を取得した 第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表 示権、同一性保持権)を行使しないものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第8条 乙は、第5条に定める検査に合格したときは、所定の手続により書面をもって 代金支払の請求をするものとする。
- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に契約金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(支払遅延利息)

- 第9条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対し遅延利息を請求することができる。
- 2 前項に定める遅延利息は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額とする。
- 3 支払遅延が天災その他やむを得ない理由によると認められる場合は、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。
 - (1) 天災その他乙の責に帰することができない理由により、乙が契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき又は正当な理由なく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙又は乙の使用人に不正の行為があったとき。
 - (4) 乙又は乙の使用人が第5条に定める検査職員の検査を妨げたとき。
 - (5) 乙が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (6) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項第2号から第6号までに掲げる理由によりこの契約を解除する場合は、 違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を乙に対し請求することができる ものとする。ただし、甲は、前項第1号に定める理由によりこの契約を解除する場合 は、乙に対し違約金を請求しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第11条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全 部又は一部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速や かに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第12条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2 (同法第8条1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措

置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同 法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付 命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若し は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項 の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることはできない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき(3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき。
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第16条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人 等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請 負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再 請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人 等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することがで きる。

(損害賠償)

- 第17条 甲は、第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合に おいて、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」と いう。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させる とともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査 上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第19条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第2条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に 基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条 又は動産及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律 第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾 の依頼を行った場合、甲は、次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次

の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から売掛債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は 譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書の規定に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

- 第20条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密に関する事項をこの契約期間に かかわらず第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たって作成した資料を転写し、又は第三者に閲覧させ若 しくは貸し出してはならない。

(再委託の制限)

第21条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者(以下「受託者」という。)に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この業務達成のため、業務の一部を受託者に委任し、又は請け負わせること (以下「再委託」という。)を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければ ならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として契約金額に占める再委託又は 再請負金額の割合(「再委託比率」という。以下同じ。)が50パーセント以内の業務 とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該受託者の氏名又は名称、 住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面 を甲に提出しなければならない。
- ただし、本業務の仕様書において上記内容が記載されている場合にあっては、甲の承認 を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、この業務達成のため、再々委託又は再々請負(再々委託又は再々請負以降の 委託又は請負を含む。以下同じ。)を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相 手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速 やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。

- 7 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保の ため必要があると認める時は、乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が 50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽 微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。
- 9 乙は、再委託する場合には、当該委託に係る再委託の行為について、甲に対し、全ての責任を負うものとする。

(資料の交付等)

- 第22条 乙は、この契約の履行に当たって甲から貸し出された資料及び支給を受けた物品については、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、紛失又は破損の場合には、直ちに報告の上、甲の指示に従って措置するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行を完了し、第10条、第11条、第13条、第14条及び第16条 に定める契約の解除を受けたときは、前項の規定に基づき、貸し出された資料及び支給を受けた物品を直ちに甲に返還しなければならない。

(協議)

第23条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、 甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 支出負担行為担当官 林野庁長官 ○○ ○○

 乙
 住所

 氏名